

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

---

## さいたま市教育委員会規則第17号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校栄養職給料表級別資格基準表</p> <p>[略]</p> <p>備考 本表を適用する場合における経験年数は、栄養士<u>又は</u>管理栄養士の免許を取得した時（栄養士及び管理栄養士の免許を有する教職員にあっては、栄養士の免許を取得した時）以後のものとする。ただし、委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校栄養職給料表級別資格基準表</p> <p>[略]</p> <p>備考 本表を適用する場合における経験年数は、栄養士の免許を取得した時以後のものとする。ただし、委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。</p> <p>(4) [略]</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。